

漁業法第32条第2項の規定により千葉県知事が行う

助言、指導又は勧告に関する運用指針

(令和3年3月31日制定)

第1 くらまぐろ（小型魚）

くらまぐろ（小型魚）（第1において単に「くらまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくらまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	当該知事管理区分においてくらまぐろの採捕をする者に対して知事がする助言、指導又は勧告の内容
70 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき	次の措置の実施を助言する。 <b>【漁船漁業等】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操業時間の短縮又は操業回数（日数）の抑制の実施に努める。</li><li>・ 1.5 キログラム未満で生きている個体は放流する。</li><li>・ 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を確認する。</li></ul> <b>【定置漁業】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 網起こし回数の抑制の実施に努める。ただし、魚探や網起こしの過程で、くらまぐろが入網していないことを確認できた場合はこの限りでない。</li><li>・ 1.5 キログラム未満で生きている個体は放流する。</li><li>・ 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を確認する。</li></ul>

<p>80 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>次の措置の実施を指導する。</p> <p><b>【漁船漁業等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ くろまぐろを獲ることを目的とした操業自粛の実施に努める。</li> <li>・ 操業時間の短縮又は操業回数（日数）の抑制を実施する。</li> <li>・ 生存個体は放流する。</li> <li>・ 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。</li> </ul> <p><b>【定置漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網起こし回数を1日1回に抑制する。ただし、魚探や網起こしの過程で、くろまぐろが入網していないことを確認できた場合はこの限りでない。</li> <li>・ 生存個体は放流する。</li> <li>・ 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。</li> </ul>
<p>90 パーセントを超えたとき又は超えるおそれがあると認めるとき</p>	<p>次の措置の実施を勧告する。</p> <p><b>【漁船漁業等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ くろまぐろを獲ることを目的とした操業は自粛する。</li> <li>・ 混獲された生存個体は放流する。</li> <li>・ 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。</li> </ul> <p><b>【定置漁業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 網起こし回数を1日1回に抑制する。</li> <li>・ 魚探や網起こしの過程で、くろまぐろが大量に入網し、たも網等による放流が困難であると判断される場</li> </ul>

	<p>合には、網の開放により放流するとともに、翌日の操業を休漁する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生存個体は放流する。</li> <li>・ 各漁業協同組合は所属組合員の当該措置の履行状況を本県に報告する。</li> </ul>
--	---

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の法第 124 条第 1 項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該知事管理区分における漁獲可能期間の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

## 2 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合

(1) 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対して知事がする指導の内容
90 パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第 33 条第 2 項第 2 号の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

## 第2 くろまぐろ（大型魚）

第1の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告について準用する。

### 附 則

（施行期日）

1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和6年3月31日までの間における第1の1(2)イ（第2において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）」とあるのは「同一の法第124条第1項の認定を受けた協定（以下「認定協定」という。）又は資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）に基づき知事の確認を受けた資源管理計画（以下「資源管理計画」という。）」と、「当該認定協定」とあるのは「当該認定協定又は当該資源管理計画」とする。